

資料

No. 2 - 1

雇用保険制度に係るこれまでの論点

雇用保険制度に係るこれまでの論点

- 失業等給付についての論点（第64回雇用保険部会（平成22年9月30日）） P 2
- 失業等給付についての論点（第65回雇用保険部会（平成22年10月7日）） P 3
- 雇用保険の財政運営に関する論点（第66回雇用保険部会（平成22年10月21日）） P 4

失業等給付についての論点

1. 「マルチジョブホルダーへの対応」について

- 同時に2以上の雇用関係にある労働者とはどのような雇用者か。
- 個々の雇用関係において適用対象とならない者について、一定の範囲で適用することはできるのか。
- 適用に当たり、事業主が労働者の他の事業所での労働時間を把握する必要があるが、そのようなことができるのか。
- 仮に適用する場合、給付のあり方をどう考えるか。何をもって「失業」と判断するのか。

2. 「基本手当の水準（上限下限額、給付率、給付日数）」について

- 離職前賃金に基づき決定される給付額について、上限下限額及び給付率の水準についてどう考えるか。
- 失業中の一時的所得保障を通じて再就職を支援する雇用保険制度において、給付額と再就職時賃金とのバランスをどのように考えるか。
- 再就職の難易度を勘案し、年齢、被保険者であった期間などに応じて設置されている給付日数について、どのように考えるか。

3. 「平成23年度末までの暫定措置（個別延長給付等）の扱い」について

- 個別延長給付等の暫定措置の効果についてどう考えるか。
- 依然として厳しい雇用失業情勢の中で、今後の暫定措置の取扱いについてどう考えるか。

失業等給付についての論点

1. 「65歳以降への対処」について

- 高齢者雇用の現状との関係についてどう考えるか。
- 年金支給開始年齢に達した層を適用対象とすることについてどう考えるか。
- 65歳以降の者を適用対象とすることは、短時間勤務、臨時的雇用等の多様な働き方を選択する層を適用対象とすることになるが、これについてどう考えるか。
- 平成21年12月28日の雇用保険部会報告における「今後の課題」において、「65歳以降への対処については、雇用保険制度の課題としてだけではなく、65歳以降の企業における働き方や年金との関係を含めた全体的な議論の中で考えるべき」とされたことを踏まえ、65歳以降への対処についてどう考えるか。

2. 「高齢継続給付のあり方」について

- 改正高年齢雇用安定法の施行状況を踏まえ、どのように対応すべきか。
- 平成21年12月28日の雇用保険部会報告における「今後の課題」において、「60歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成25年度以降のあり方をあらためて検討すべき」とされたことを踏まえ、高齢継続給付のあり方についてどう考えるか。

3. 「教育訓練給付のあり方」について

- 平成21年12月28日の雇用保険部会報告における「今後の課題」において、「教育訓練給付については、効果的な実施が図られているかとの観点から、制度の活用状況を十分に把握すべき」とされたことを踏まえ、教育訓練給付のあり方についてどう考えるか。

雇用保険の財政運営に関する論点

1. 失業等給付に係る財政運営について

- 失業等給付積立金の今後の推移について、どのように考えるか。
- 弾力条項により引下げが可能である平成23年度の失業等給付に係る保険料率について、どのように考えるか。
- 失業等給付に係る国庫負担割合の本則復帰について、平成22年の雇用保険法改正により、「平成22年度中に検討し、平成23年度において安定財源を確保した上で、引き下げている暫定措置を廃止するものとする。」とされていることを踏まえて、どのように考えるか。

2. 雇用保険二事業に係る財政運営について

- 依然として厳しい雇用失業情勢の中、雇用調整助成金の支出が多いことから、近年支出が高い水準で推移していることについて、どのように考えるか。
- 雇用安定資金の今後の推移について、どのように考えるか。